

庄内町中小企業及び小規模企業振興基本条例（案）に関する意見募集の結果について

令和8年1月29日  
庄内町商工観光課

- 1 意見募集期間 令和7年12月22日（月）から令和8年1月20日（火）まで
- 2 意見提出人数 1人
- 3 意見提出件数 10件
- 4 提出意見と意見に対する考え方

番号	意見内容	回答内容
①	庄内町中小企業及び小規模企業振興基本条例(案)は、令和8年4月1日から施行することだが、この条例の位置付けは何か。今まで、このような条例がなかったのか。関連する条例及び背景説明下さい。なんでいまさら？商工観光課は今まで何を支援してきたのか、疑問に思います。	この条例は、国の中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、町内の中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な理念を定め、町全体で中小企業及び小規模企業の振興に取り組み、もって地域経済の発展と町民生活の向上に寄与することを目的としています。 町としてこれまでもこの条例の主旨を踏まえた振興施策に取り組んできましたが、今回、この条例を制定することで、恒久的な中小企業及び小規模企業の振興の指針として明確化するとともに、その主旨を共有する狙いを持つものです。
②	第2条(定義)で、中小企業基本法や小規模企業振興基本法で、資本金や常時使用する従業員の数を基に、事業者の分類をされている。直接名前をあげて申し訳ありませんが、小規模であるヤマザワ余目	この条例における中小企業は、中小企業基本法第2条第1項各号に規定するものが対象であり、ヤマザワ余目店や医療法人は該当しません。

	店や、医療や介護施設もサービス業と捉えるのであれば、庄内余目病院等は対象に入るのか。	
③	令和7年度庄内町生活応援元気もりもり券発行事業、取扱店一覧(参考)の内、どれくらい対象になると町では捉えているのか。商工会のホームページをみても、加入者は少ないように思います。	令和7年度庄内町生活応援元気もりもり券発行事業の取扱店は、一部の大型店を除き、全ての事業者がこの条例の対象になります。
④	(定義)の金融機関、その他の金融業を営む者であって・・とあるが、郵便局や農協は該当しないとの理解でいいのか。また、大手の生命保険会社もあるが、どうか。	町内の中小企業及び小規模企業に関連する、町内に本店又は支店を有する金融業は該当します。
⑤	事業を営む上で、融資や経営保証の保険は必須である。例えば、従業員と同じように働く一人親方は、万が一に備え、法人会(ここでは違う名称かも?)を通して、経営者大型保証制度(例、大同生命保険)に加入する場合がある。他市、事業所の生命保険会社は該当しないと捉えていいのか。 また、税理士(例、TKC税理士部隊)を通して、事業安定のため、保険に加入することが多い。	町内に本店又は支店を有する金融機関を対象とした条例となっております。
⑥	※1は、平成29年度事業報告で倒産防止共済金(240万円)に加入している。町全体として考えるならば、中小企業、個人事業主であっても、不公平があってはならない。	質問主旨が判然としませんが、これまでもあらゆる業種業態に対し公平に対応しており、今後も同様に対応します。
⑦	道の駅である「風車市場」や清川の関所跡関連施設、立川複合拠点施設、障がい者就労施設等も対象か。	町の施設はこの条例の対象とはなりません。障がい者就労施設等は、資本金の額や従業員の数、常時雇用する従業員の数によっては対象になる場合もあります。
⑧	第6条-4、教育機関は、教育活動を通じて、地域産業の理解を深め	この条例における地域産業とは、特定の地域内で営まれ

	<p>るための職業観の育成その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。庄内町として、地域産業とは何か、農業法人は？人材育成とは？町として、簿記等資格試験の支援があってもいいのではないか。（庄内総合高校生しか対象としていない）</p>	<p>る、農業・漁業・林業、製造業、商業、サービス業、観光業など、地域経済を構成する全ての産業の総体を示しています。</p>
⑨	<p>第8条で、町は、災害等の発生における支援を明記しているが、ここでいう災害とは何か。</p>	<p>ここでの災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定されている災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害）を想定しています。</p>
⑩	<p>第9条で、中小企業等の人材育成、連携及び交流、事業承継等の円滑化を図ることは、町の存続にも関わる。町のサテライトオフィスは順調に利用されているというが、地域町民にとっては、その内容や効果が見えない。</p>	<p>町で設置しているサテライトオフィスは現在全室に入居しており、町の活性化に資しているものと判断しています。</p>

※1 特定の企業名が記載されていたため、庄内町情報公開条例第8条第3項イの規定により非公開とします。